

# 『 日管株式会社との取引において遵守すべき 「情報セキュリティの確保」に関する事項 』

平成 25 年 2 月 1 日

- 1 協力会社は、情報システム（情報処理及び通信に関わるシステムであって、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク並びに記録媒体で構成されるものをいう）を利用する場合には、日管株式会社の情報及び情報システムを保護するために、情報システムからの情報漏洩、コンピュータウィルスの侵入等の防止その他必要な措置を講じるようお願い致します
  
- 2 協力会社は、日管株式会社の情報セキュリティ確保のために、次の各号に掲げる事項を遵守する事に努めて下さい
  - (1) 協力会社は、工事の業務に携わる者（以下「業務担当者」という。）を特定し、それ以外の者に作業をさせないようにして下さい
  
  - (2) 協力会社は、工事に関して知り得た情報（日管株式会社に引き渡すべき図面、写真、書類 以下同じ）を取り扱う情報システムについて、業務担当者以外が当該情報にアクセス可能とならないよう適切にアクセス制限を行うようにして下さい
  
  - (3) 協力会社は、工事に関して知り得た情報を取り扱う情報システムについて、ウイルス対策ツール及びファイアウォール機能の導入、セキュリティパッチの適用等適切な情報セキュリティ対策を実施して下さい
  
  - (4) 協力会社は、P2P ファイル交換ソフトウェア（Winny、WinMX、KaZaa、Share 等）及び SoftEther を導入した情報システムにおいて、工事に関して知り得た情報を取り扱わないようにして下さい
  
  - (5) 協力会社は、工事に関して知り得た情報を日管株式会社又は協力会社の情報システム以外の情報システム（業務担当者が所有する私物パソコン等）において取り扱わないようにして下さい

- (6) 協力会社は、委任又は下請負をさせた場合は、当該委任又は下請負を受けた者の契約に関する行為について、日管株式会社に対し全ての責任を負うとともに、当該委任又は下請負を受けた者に対して、情報セキュリティの確保について必要な措置を講ずるよう努めて下さい
- (7) 協力会社は、日管株式会社の提供した情報並びに協力会社及び委任又は下請負を受けた者が業務のために収集した情報について、災害、紛失、破壊、改ざん、き損、漏えい、コンピュータウィルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の事故が発生、又は生ずるおそれのあることを知った場合は、ただちに日管株式会社に報告して下さい

なお、日管株式会社からの見積依頼を受ける場合にも上記事項を遵守するものとする

以上